

鳥取県公報

目次

- ◇選管告示 大井手土地改良区の総代の総選挙の実施等
右選挙に用いる投票用紙の様式
右選挙の選挙長及びその職務代理者
- ◇農委告示 自作農創設特別措置法に基づく調査及び測量の実施

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和二十七年八月一日設立認可のあつた大井手土地改良区の総代の総選挙を昭和二十七年十月二十八日に行う。なお投票時間及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりである。

昭和二十七年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

一、投票時間

午前七時から午後四時まで

二、各選挙区において選挙すべき定数

選挙区

選挙すべき総代の数

第一区	八頭郡河原町	一一人
第二区	気高郡大和村	一〇人
第三区	気高郡美穂村	一八人
第四区	気高郡大正村	二二人
第五区	気高郡千代水村	二〇人
第六区	気高郡湖山村	一一人
第七区	気高郡松保村	五人
第八区	鳥取市賀露町	七人

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和二十七年十月二十八日執行の大井手土地改良区の総代の総選挙に用いる投票用紙の様式は次のとおりである。

昭和二十七年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

投票用紙様式

注意

一、被選挙人の氏名は、各欄に一人ずつ書くこと。
二、被選挙人でない者の氏名は書かないこと。

ひせんきよにんしめいの氏名
被選挙人の氏名

大井手土地改良区総代選挙投票

鳥取県選挙管理委員会之印

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和二十七年十月二十八日執行の大井手土地改良区の総代の総選挙の選挙長及び選挙長に事故があり又は選挙長

が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

昭和二十七年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政 幸

選挙区	職 名	氏 名	住 所
第一区	選挙長	岸本郁太郎	河原町長瀬三一ノ二番地
河原町	選挙長職務代理者	松岡 篤男	河原町布袋二二八番地
第二区	選挙長	西尾 清則	大和村赤子田三九三ノ二番地
大和村	選挙長職務代理者	沖田 隆	大和村長谷一〇二ノ二番地
第三区	選挙長	近藤 保昌	美穂村竹生四五ノ一番地
美穂村	選挙長職務代理者	中尾 暉美	美穂村下味野五四七番地
第四区	選挙長	川口 慈教	大正村古海八〇七番地
大正村	選挙長職務代理者	山脇 菊治	大正村古海九六四番地
第五区	選挙長	岩崎 龍一	千代水村南隈四六番地
千代水	選挙長職務代理者	森下友五郎	千代水村晩稻二二六番地

農業委員会告示

鳥取県農業委員会告示第十二号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十二條第一項及び同法施行規則第十八條第一項の規定に基づき次のとおり調査及び測量を行う。

昭和二十七年十月八日

鳥取県農業委員会 会長 西 尾 愛 治

一、場所 西伯郡大幡村大字岸本

二、期日 自昭和二十七年十月 十三日

至昭和二十七年十月三十一日

第六区	選挙長	山田 潔	湖山村五九四番地
湖山村	選挙長職務代理者	奥村 秀治	湖山村五九七番地
第七区	選挙長	岸田 正雄	松保村岩吉二二〇番地
松保村	選挙長職務代理者	坂根 米治	松保村布施四〇八番地
第八区	選挙長	塩谷 梅吉	鳥取市賀露町九八二番地
鳥取市	選挙長職務代理者	山根久四郎	鳥取市賀露町八九一番地